

「入場料等」徴収の有無チェックリスト



生野センターの施設使用料は、条例別表において「入場料その他これに類する料金（以下、「入場料等」）を徴収する場合」、割増料金（通常料金の1.5倍）となっています。「入場料等」の徴収の有無は、「会館使用時に金銭のやり取りがあるか」、「金銭のやり取りにより収益が上がるか」によって判断します。

①金銭のやり取りについて

- 実費相当額を超える入場料や参加費を徴収する。
- 会館使用時に物品や権利の販売、契約行為を行う。（チャリティ目的のバザー等は除く）
- 会館使用時に、有償サービスの提供を行う。
- 講師（指導者）自らが活動の主体として、指導料を徴収する（セミナー、教室）



1つでも該当する場合は「入場料等」有り(割増料金)となります。

- 上記の4項目すべてについて該当しない  ②に進んでください。

②収益が上がるかについて


- 入場料や参加費を徴収するが、実費相当である。
- 物品や権利の販売等を行うが、売却益を寄付する。（チャリティ目的のバザー等）



1つでも該当する場合は、収支計画書等をご提出ください。

収益が上がらないことが確認できれば「入場料等」無し（通常料金）となります。

※収支計画書等をご提出いただけない場合は「入場料等」有り（割増料金）となります。

- 上記の2項目どちらにも該当しない  「入場料等」無し（通常料金）となります。

（注意事項）

- 通常料金支払い後であっても、ご利用までに「入場料等」有りに区分されることが判明した場合は、割増料金と通常料金の差額を請求いたします。
- 収支計画書の様式に決まりはありません。チラシや案内ピラなどがあればあわせてご提出ください。
- 収支計画書で確認させていただく内容
募集人数（参加予定人数）に基づき算定した入場料・参加費等の総額が、開催に直接要する経費（会場使用料、講師料、材料・教材費等、器材借上料、その他開催に当たり支出すべき費用）以下であるかどうか。
- チャリティ目的で収益金を寄付される場合は、事前に、収益金の集め方や寄付の使い道をお知らせください。